

昭和四十一年四月十五日 第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

（第一種郵便物の認可番号）

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

○条 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

三十九年	三 條	米子市岡三 條	中 間 耐 火	四、四八〇円
三十九年	三 條	米子市岡三 條	中 間 耐 火	四、四八〇円
四十年	三 條	境港市高松町	簡 易 耐 火	四、一七〇円
四十年	三 條	境港市高松町	簡 易 耐 火	四、一七〇円
四十年	東 伯	東伯郡東伯町大字雄東	簡 易 耐 火	四、〇八〇円
三十九年	八 條	倉吉市余戸谷町	簡 易 耐 火	三、一一〇円
三十九年	八 條	倉吉市余戸谷町	簡 易 耐 火	三、一一〇円
四十年	東 伯	鳥取市浜坂	中 間 耐 火	三、三五〇円
四十年	三 條	米子市岡三 條	簡 易 耐 火	三、三七〇円
四十年	三 條	米子市岡三 條	簡 易 耐 火	三、六〇〇円
四十年	東 伯	東伯郡東伯町大字雄東	簡 易 耐 火	二、八八〇円

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をこ
に公布する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県知事 石 岐 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅の表中

を
に改め、同表の第二種県管住宅の表中

を

に改める。